

10月1日現在で、平成15年住宅・土地統計調査が行われます。

調査へのご協力よろしく申し上げます。

## 平成15年住宅・土地統計調査

### Q1 住宅・土地統計調査ってなに？

A 統計法に基づく、国の重要な統計調査として行われ、我が国の変化する住生活の実態を明らかにし、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料となります。

昭和23年から5年ごとに行われ、今回の調査はその12回目に当たります。

今回の調査では、少子・高齢社会を支える居住環境の整備などの実態、耐震性、防火性などの住宅性能水準の達成度、土地の有効利用に係る実態について把握することを重点として実施するとともに、地域ごとに策定する住宅・土地関連諸施策に対応できるように、地域別結果の集計・公表範囲を拡大することをねらいとしています。

### Q2 調査はいつ行うの？

A 10月1日現在で調査します。

県知事が任命した統計調査員が、9月1日から調査への協力依頼のため調査の対象となった地域に「調査のお知らせ」を持って巡回し、9月下旬に調査の対象となった世帯へ調査票を持ってお伺いします。

### Q3 対象となる世帯は？

A 全国で約5000万世帯のうち約400万世帯について、本県では、96の全市町村の約197万世帯のうち約17万世帯について調査します。

#### Q4 どんなことを調べるの？

A 次のような事項について調査します。

- 1 住宅及び会社等の寮など住宅以外で人が居住する建物に関する事項  
居室の数及び広さ、敷地面積、所有関係、敷地の所有関係
- 2 住宅に関する事項  
構造、建て方（一戸建てなど）、建築時期、建築面積、設備（バリアフリーなど）、増改築、階数、種類（専用住宅など）、床面積、家賃又は間代、駐車スペース
- 3 世帯に関する事項  
世帯主又は世帯の代表者の氏名、構成、種類（同居世帯など）、年間収入
- 4 家計を主に支える世帯員に関する事項  
勤めか自営かなど従業上の地位、現住居に入居した時期、全住居、通勤時間  
別世帯の子の居住場所（高齢者とその子供の住まい方の実情）
- 5 住環境に関する事項  
敷地に接している道路について（道路幅員）
- 6 現住居以外の住宅及び土地に関する事項  
所有関係、面積、所在地、利用状況

#### Q5 調査の結果は、どう役立てられるの？

A 暮らしやすい住宅、ゆとりある生活環境を実現するための住宅建設計画、都市計画、環境整備計画など、国、県、市町村が住民の住生活に関する施策を進める上での重要な資料となります。

また、住宅・土地に関する分析、学術研究などの分野においても、国が作成する白書や都市、住宅、防火問題等の研究などにも活用されています。



問い合わせ先

・福岡県企画振興部調査統計課  
生活統計第一係  
TEL 092 643 3191  
FAX 092 643 3192